

調査委員会の調査報告書について

1. 調査委員会の設置根拠

この調査委員会は、西日本高速道路株式会社(以下「NEXCO」という。)の平成22年4月22日の取締役会決議に基づいて、4月26日付けで設置されたものである。

2. 調査対象

平成22年3月24日に開催されたコンプライアンス委員会で提出された投書
福岡県民新聞の平成22年2月号、同年3月号及び同年4月号
月刊誌ザ・ファクタの平成22年5月号

3. 調査の目的

上記調査対象が指摘するSHDの業務において不適切な業務執行が認められるかどうかについてその真偽を調査し、必要な改善策を提言するものである。

4. 調査委員会の構成

委員長 中山俊治(コンプライアンス通報・相談外部窓口、弁護士)
委員 浦野正幸(弁護士)
委員 鳥家秀夫(公認会計士)

5. 調査方法

調査委員会は、西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社(以下「SHD」という。)を含むNEXCOの子会社等に対して資料の提出を要請した。SHDからは、全4,000ページ以上の資料の提出があった。

委員会において関係者22人からのヒアリングを実施するとともに、各委員が個別に2人からヒアリングを行った。

SHDの取引先会社5社に対して調査票を送付し、うち4社から回答を得た。

6. 調査報告書提出日

平成22年6月15日

7. 調査結果の概要

別紙に記載のとおり

以 上

調査委員会の調査報告書(平成 22 年 6 月 15 日)の概要

1. テナント関係について

(1) 休憩施設のテナント選定について

「A」SA 関係

「A」SA(上下)のテナント選定に関しては、社内ルールに則らずに、最初から特定のテナントを対象として選定作業を押し進めており、透明性、公平性の観点からその選定方法に疑問がある。

その他の SA 関係

投書で指摘のあったその他の SA のテナント選定に関しては、調査をした範囲では、社内ルールに則った手続きを経て行われており、投書で指摘されているような透明性、公正性を疑わせる選定があったとは認められなかった。

(2) 特定商品の斡旋について

調査をした範囲では、特定の商品について、福岡県民新聞で指摘されているような「販売の強要」があったとまでは認められなかった。

(3) パートナース倶楽部について

パートナーズ倶楽部は、各テナントに対して加入を強制するものではなく、支援先の決定も同倶楽部理事会等の機関決定により、透明性をもって行われ、かつ、支援先への拠出金(社会貢献事業費)は個々のテナント等から支援先に対し直接送金されているなど、調査をした範囲では、ファクタ 5 月号や投書で指摘されているような不適切な点は認められなかった。

2. 自動販売機関係について

自動販売機に関するSHDの収入は販売手数料収入及び広告事業収入に分けられるが、いずれも契約書に基づく金額が入金され、正しく経理処理されていることから、調査をした範囲では、投書が指摘するような「賄賂」の授受や「裏金」の上納があったとの事実は認められなかった。

3. 通信販売事業関係について

通信販売業務の業務委託先の選定については合理性、透明性があったとは思われず、契約金額の決定についても適切さを欠いていたなど、疑問な点が多々認められる。

4. POSシステム関係について

POSシステムの開発運用・機器選定及びPOSシステムに関する業務委託契約のいずれについても業者の選定過程や契約金額の決め方などが不自然である。また、発注者として公正さを損なう発言が一部にあったことが認められる。

5. 交際費関係について

SHDの交際費の支出には、支出対象外の相手に支出したものや事実と異なる内容を記載するなど、コンプライアンスを率先して遵守すべき幹部が、内規に違反する支出を行ったことは問題である。ただし、これらの執行に当たっては、所定の手続をとっていること等からして、会社全体としてチェック機能が働かなかったものと思われる。

6. 改善に向けての提言

(1) 契約規程や交際費等の執行に関する規則などの SHD のルールについて

NEXCO としては、SHD に対し、同社の事業内容等に照らしてルールを見直す必要があるかどうか、あるとすればどのように変更するかなどについて検討し、仮に商業性の観点からすれば現在のルールに問題があるというのであれば現在のルールを改正し、逆に、公益性の観点から現在のルールを維持すべきであるというのであればこれまでの営業活動を改善するように促し、ルールと営業実態との間の乖離を解消するように努力すべきものとする。

(2) 協定書に基づく SHD からの協議事項に対する NEXCO の同意について

NEXCO としては、その 100% 子会社である SHD の営業活動が公益性の観点から問題がないかどうかをこれまで以上に十分に検討し、問題がある場合にはその旨指導すべきものとする。

(3) SHD 等に期待すること

SHD においては、この調査報告書を踏まえ、さらに独自に十分な時間をかけて調査を行うことにより、ルールと営業実態との乖離の実情についての詳細な検証作業を行うことを期待するものである。

また、SHD 以外の NEXCO のグループ会社においても、交際費の支出に関し、その実態を把握し、NEXCO グループ全体としての交際費支出の透明性及び公正さがより一層確保されるよう所要の措置を講ずることを期待するものである。